

平成二十四年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第三号

別記様式第2（第3条関係）

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する命令  
原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第十二条の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する省令を次のように定める。

（定義）  
第一条 この省令において使用する用語は、原子力災害対策特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（通報手続）

第二条 法第十条第一項前段による事業所外運搬に係る事象が発生した場合における通報は、別記様式第一によるものとする。この場合において、通報の方法は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（文部科学省・経済産業省令第四号）第四条第一項のフアクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一者に複数の者に送信するものとし、送信した旨を直ちに電話で通報先に連絡することにより行われなければならない。  
(身分を示す証明書)

第三条 法第三十二条第二項の身分を示す証明書であつて事業所外運搬に係るものは、別記様式第二によるものとする。

（施行期日）  
附 則 抄

第一条 この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

（原子力災害対策特別措置法施行規則の廃止）

第二条 原子力災害対策特別措置法施行規則（平成十二年総理府・通商産業省・運輸省令第一号）は、廃止する。

附 則（令和元年七月一日内閣府令・国土交通省令・原子力規制委員会規則第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別記様式第1（第2条関係）

別記様式第1（第2条関係）	
内閣官房、文部科学省、原子力規制委員会、国土交通省、防衛省、警察庁、各都道府県、各市町村	
年月日	
備考欄	
重要事項に該する件について、原子力災害対策特別措置法第三十一条第1項の規定に基づき通報します。	
原子力事業者の名称	
原子力事業者の住所	
原子力事業者の登録番号	
原子力事業者の登録年月日	
その他特定事業者の登録年月日	
その他特定事業者の登録年月日	
その他特定事業者の登録年月日	
備考欄	

別記様式第2（第3条関係）

（表面）

		第	号
原子力災害対策特別措置法第32条第2項の規定による身分証明書			
写		職名及び氏名	
真		年 月 日生	
（押出スタンプ割印）		年 月 日交付	
		発行者	
		印	

(裏面)

原子力災害対策特別措置法（抄）

第32条 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係周辺都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

六 第32条第1項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格B8とする。

2 発行者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長とする。

---